

学校

中野市立小学校及び中学校適正規模等 基本方針(案)の見直しの考え方について

昨年開催しました市民説明会、パブリックコメントおよび保護者懇談会では、多くのご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。

教育委員会では、子どもたちの教育環境を第一に考え、皆さまのご意見などを踏まえた上で、次のとおり「基本方針(案)の見直しの考え方」をまとめました。

今後は、この考え方にに基づき、基本方針の見直し案をお示しし、市民説明会を開催してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

基本方針(案)の見直しの考え方

○基本的には基本方針(案)どおりとするが、市民説明会、保護者懇談会の意見などを踏まえ、次のとおり一部見直しを行う。

①高社、豊田の各中学校区については方針どおり統合することとし、高社中学校区、豊田中学校区の順に統合を進める。また、当面は、小中連携を更に推進することとし、将来的には小中一貫校を目指す。

②南宮中学校区のうち日野小と延徳小は、全学年が単級であるが、日野小の今後の児童数の推移を見守り、ひと桁の学年が複数となることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。

③中野平中学校区のうち平野小は、全学年が複数クラスであるが、高丘小は全学年が単級であるため、高丘小の今後の児童数の推移を見守り、集団での学習など、学校運営で制約を受けることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。

今後の予定について

○基本方針見直し案の説明

対象	日程(予定)
市議会への説明	4月
市民の皆さまへの説明	5月～6月

なお、市民説明会で皆さまのご理解が得られた場合は、次のスケジュールで進める予定です。

内容	日程(予定)
基本方針の決定	9月
(仮称)統合準備委員会(設計を含む)を設置し(高社・豊田)課題検討	平成29年1月～平成31年3月
整備改修(平岡小)	平成31年度
統合小開校	平成32年4月
整備改修(豊田中)	平成32年度
統合小開校	平成33年4月

問い合わせ先
学校教育課総務係
☎(38)3112 (内線8206)

教育

中野市教育大綱を策定しました

平成27年4月1日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、自治体の長は教育の振興に関する施策の大綱を定めることとなりました。

市では、本年3月17日に開催された第2回中野市総合教育会議において、市長と教育委員が協議を行い、教育に関する総合的な施策の「中野市教育大綱」を策定しました。

期間は、第2次中野市総合計画との整合性を図るため、平成28年度から平成33年度までの6年間としました。概要は次のとおりです。

◆基本理念

ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に付ける教育の推進



◆目指す子ども達の姿

ひと・もの・ことと関わりながら学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども



- ◆5つの柱
- 1 「信州なかの」ふるさと学習の推進
 - 2 地域が支え地域に学ぶ生涯学習の推進
 - 3 時代に対応した魅力ある学校教育の推進
 - 4 夢をもち、未来にはばたくキャリア教育の推進
 - 5 豊かな心、健やかな体、確かな学力を向上させるため、安心して学べる教育環境の充実

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 学校教育課総務係 ☎(38)3112 (内線8206)

固定資産税

固定資産の縦覧と 閲覧ができます

【縦覧制度】

縦覧帳簿に記載されている他人の土地や家屋の評価額を公開すること、固定資産税の納税者が自己の所有する土地や家屋の評価額が適正かどうかを比較できる制度です。(帳簿の複写はできません。)



縦覧できる期間 5月2日(月)まで(土・日・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

縦覧できる方 固定資産税の納税義務者。なお、土地の納税義務者は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋の納税義務者は「家屋価格等縦覧帳簿」、土地・家屋の納税義務者はそれぞれの帳簿を縦覧できます。

縦覧できる内容
①土地価格等縦覧帳簿：所在、地番、地目、地積、価格
②家屋価格等縦覧帳簿：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
縦覧に必要なもの

①固定資産税の納税義務者は、運転免許証や保険証、マイナンバーカードなどの身分証明書
②固定資産税納税義務者の代理人の方は、納税義務者の委任状および代理人の運転免許証や保険証、マイナンバーカードなどの身分証明書

【閲覧制度】

納税義務者が、固定資産税台帳に記載された自己資産の内容を確認できる制度です。また、借地人、借家人の方も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。

閲覧できる期間 平成29年3月31日(金)まで(土・日・祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
閲覧できる方 固定資産税の納税義務者、借地・借家人、破産管財人など固定資産を処分する権利のある方
閲覧に必要なもの

①固定資産税の納税義務者は、運転免許証や保険証、マイナンバーカードなどの身分証明書
②固定資産税納税義務者の代理人の方は、納税義務者の委任状および代理人の運転免許証や保険証、マイナンバーカードなどの身分証明書
③借地・借家人は、賃貸借契約書および運転免許証や保険証、マイナンバーカードなどの身分証明書
④相続人は、戸籍謄本など相続関係が分かるものおよび運転免許証や保険証、マイナンバーカードなどの身分証明書

●縦覧・閲覧手数料 無料
●縦覧・閲覧場所 税務課または豊田支所地域振興課
問い合わせ先
税務課資産係
☎21111 (内線226)

税金

市税の納め忘れはありませんか

市税は納期内に納めましょう

市税は、市のさまざまな事業を行うための財源として、所得や資産などの状況に応じ、皆さんに公平に負担していただいています。

4月から、平成28年度の市税が順次課税されますが、今月号に挟み込んでいる「平成28年度中野市市税公料金納付計画表」を毎月の納付計画にお役立ていただき、納期内納付にご協力をお願いします。

なお、納期内に納付していただけない場合は、納付していただいた方との不公平をなくし、税負担の公平性を確保するため、さまざまな行政サービスを受けられない場合があるほか、市では次のような滞納整理を行っています。

◆督促状の送達

納期限を過ぎても納付いただけない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。

この場合、督促手数料(100円)が加算されます。

◆延滞金の加算

納期限を過ぎると、納付になるまでの間、本税のほかに延滞金が法律に定められた割合で加算されていきます。

◆滞納処分(財産の差し押さえ)

自主納付いただけずに市税が滞納となった場合には、法律に基づき滞納者の各種財産を調査し、差し押さえなどの滞納処分により強制徴収することになります。

市は、長野県地方税滞納整理機構と協力し、滞納者の預貯金、給与、不動産、不動産などの差し押さえを行っています。差し押さえた不動産や不動産は公売により売却しています。

○便利な「口座振替」

市税の納め忘れがないように、便利で安心な口座振替をお勧めします。
取扱金融機関

(株)八十二銀行、中野市農業協同組合、北信州みゆき農業協同組合、長野信用金庫、(株)長野銀行、長野県信用組合、長野県労働金庫、ゆうちょ銀行(長野県・新潟県内に限る)

○コンビニ納付

納期限内の納付であれば、コンビニエンスストアでも市税の納付ができます。(合計金額30万円まで)

24時間、土・日・祝日でも納付ができますのでご利用ください。

問い合わせ・納税相談先
税務課収納係
☎21111 (内線227・228)